資料４

東北マリンサイエンス拠点形成事業（海洋生態系の調査研究）
【海洋生態系研究開発拠点機能形成事業費補助金】
公募要領（案）

平成２３年○月
文部科学省研究開発局

１．東北マリンサイエンス拠点形成事業の概要

東日本大震災の津波・地震による、多量のがれきの堆積や藻場の喪失、岩礁への砂泥の堆積により、沿岸域の漁場を含め海洋生態系が大きく改変しました。このため、海洋生態系の回復を図るとともに、沿岸地域の産業を復興させることが課題となっており、「東日本大震災からの復興基本方針」（平成２３年７月２９日東日本大震災復興対策本部決定）においては、「震災により激変した海洋生態系を解明し、漁場を復興させるほか、関連産業の創出にも役立たせるため、大学、研究機関、民間企業等によるネットワークを形成」することや「さけ・ます等の種苗生産体制の再構築や藻場・干潟等の整備、科学的知見も活かした漁場環境の把握、適切な資源管理等により漁場・資源の回復を図る」こと等が掲げられています。

文部科学省では、科学技術・学術審議会海洋研究開発分科会において東日本大震災への対応について検討を行いました。この内容については、９月１６日に決定した「海洋生物資源に関する研究の在り方について」にまとめられており、東北沖における研究開発を継続的かつ体系的に実施するため、全国の関連研究者のネットワークとして、大学等の研究機関を中心としたマリンサイエンスの拠点を東北に形成することが提言されています。また、マリンサイエンス拠点における活動については、海外の研究機関や民間企業とも連携することが必要であり、将来的には、国際的な海洋研究拠点として発展、継続していくことを期待するとしています。

これらを踏まえ、本事業においては、大学や研究機関による復興支援のためのネットワークとして東北マリンサイエンス拠点を構築し、地元自治体や関係省庁等と連携しつつ、東北の復興を図るための研究開発を実施する取組を支援します。具体的には、①海洋生態系の調査研究と②新たな産業の創成につながる技術開発の２分野にわけて支援することとし、それぞれに公募を実施します。

２．東北マリンサイエンス拠点形成事業（海洋生態系の調査研究）の目的

３月11日の大地震とそれに伴う巨大な津波は、東北太平洋沿岸域及び沖合域の海洋生態系に大きな打撃を与えました。海洋生態系の構造と機能の変化の実態とそのメカニズムは、漁業活動等を実施していくうえでも重要な情報です。また、海洋生態系及び海洋環境のかく乱

の実態把握と経時的に修復していく機構の解明は、学術的にも重要な課題であり、歴史の証言として成果を世界に発信・共有することも求められています。

この海域の生態系の再生は、おそらく10～20年をかけて進行していくものと考えられ、研究の長期的な継続が不可欠です。また、海洋生態系の回復を促進させる技術や手法についても検討し、適用していくことも必要と考えられます。

このため、本分野においては、長期間継続して、全国の関連研究者が連携して、先端的な観測・解析技術を用いて、沿岸域の物理化学環境と生物の調査研究を行い、海洋生態系変動メカニズムを解明するとともに、海洋生態系の回復を促進させる技術や手法を開発することにより、漁場の復興等に貢献することを目的とします。

３．事業の対象

（１）提案内容

震災で海洋生態系に大きな変化のあった東北太平洋沿岸域及び沖合の物理化学及び生物調査を、全国の関連研究者と連携して、実施する研究計画を対象とします。東北マリンサイエンス拠点委員会において研究計画への助言・評価を実施しますが、被災地域のニーズの反映方法や被災地域へ情報発信する仕組みについても提案してください。あわせて、全国の関連研究者との協力方法を示してください。

研究を実施するにあたっては、漁場の復興等への貢献を念頭に置き、農学、工学、理学、社会科学等必要な分野が融合すること及び広く調査結果を共有・発信し、成果の幅広い活用と効果的な還元を行うことが必要です。

（２）事業規模

２３年度は１５億円程度以下とします。２４年度以降は１０億円程度以下を予定していますが、事業実施計画の内容等を勘案して予算の範囲内で毎年度決定します。２７年度には中間評価を実施し、評価結果を踏まえ、２８年度以降の事業規模を見直します。また、審査結果等により、申請された事業計画の変更及びそれに伴う補助額の変更が行われることがあります。

（３）事業期間

１０年間を予定しています。提案しようとする機関は、１０年の事業実施計画を作成してください。平成２３年度事業については、当該年度の補助金交付決定がなされた日から平成２４年３月３１日までに完了する範囲とし、この期間に発生した支出についてのみ本事業の補助金より経費を補助することができます。２７年度の中間評価の結果によっては、後半の研究を実施しない可能性もあります。

（４）採択件数

採択件数は１件とします。

４．事業の実施体制

本事業は、複数機関（２～４機関程度を想定）が連携して提案することができます。事業実施計画全体の実施ととりまとめについて責任を有する機関を代表機関とし、その他の機関を副代表機関とします。副代表機関は、事業実施計画のうち担当する部分の実施について責任を有します。代表機関及び副代表機関は本事業の補助事業者となります。

代表機関及び副代表機関は、必要に応じて委託契約により、他の機関を参画させることができます。この場合、代表機関及び副代表機関において、参画機関が実施する研究の一切の管理・監督が必要です。

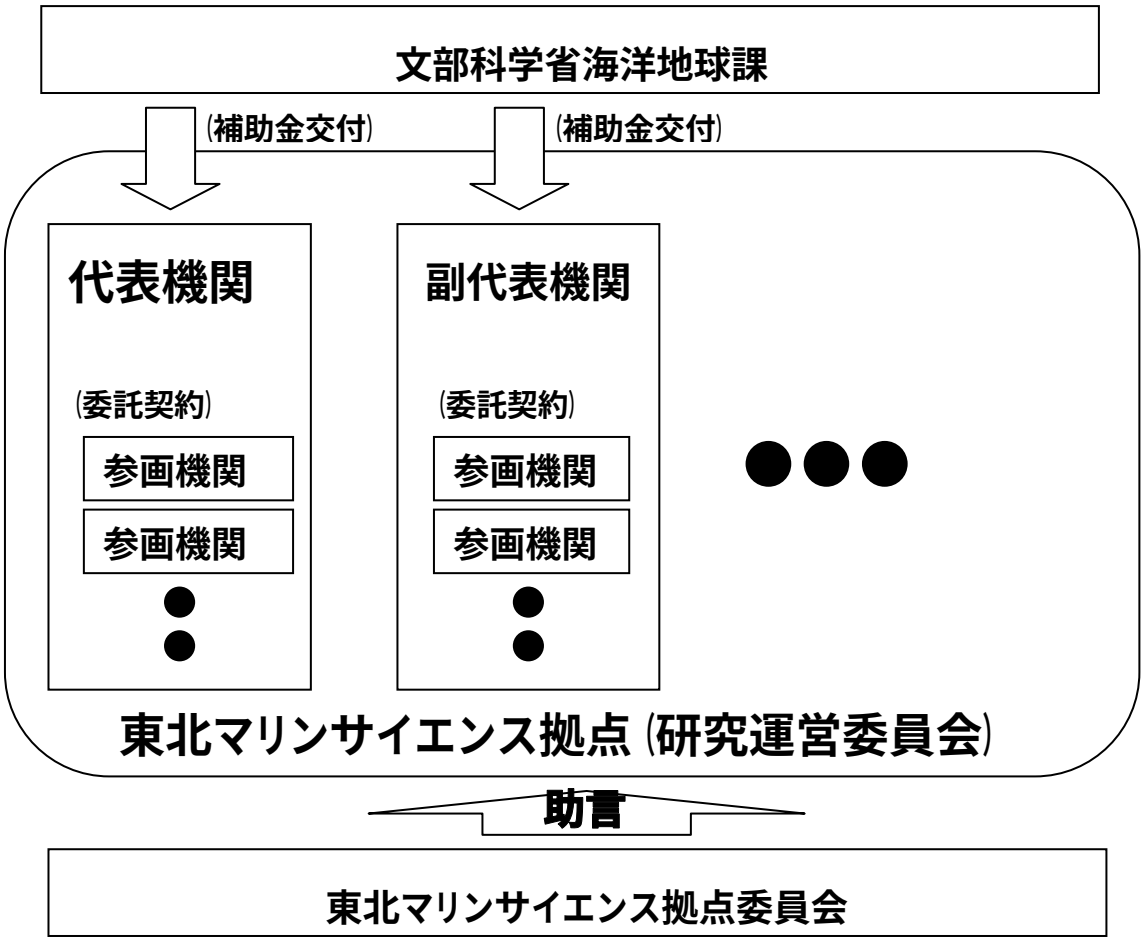

東北マリンサイエンス拠点における研究計画の円滑な推進や運営管理に必要な連絡調整を実施するため、研究運営委員会を設置してください。本研究運営委員会には、成果

の発信や地元への還元といった観点から意見をのべられる有識者の参加が望まれます。また、本事業は、東北マリンサイエンス拠点委員会の助言のもと、研究を進めることが必要です。

５．提案者の要件

（１）代表機関の要件

代表機関は、事業の実施を責任を持って行うことのできる次の（ア）～（オ）すべてを満たす国内の大学等の機関とします。

（ア）次の（A）から（D）のいずれかに該当する機関であること

（A）大学及び大学共同利用機関法人

（B）高等専門学校

（C）国公立試験研究機関

（D）独立行政法人、特殊法人及び認可法人

（イ）海洋生態系の調査研究能力を有する機関であること

（ウ）事業に係る経理その他の事務について的確な管理体制及び処理能力を有する機関であること

（エ）事業の実施に際し、実施機関の所有する施設及び設備を使用できること

＊ただし、実施機関が試験等のための施設及び設備を所有することを要件とするものではありません。

（オ）補助金の交付は、原則精算払いであることから、事業を的確に遂行するために必要な財務的基礎を有する機関であること

＊なお、補助金の概算払いをする必要があると認められる場合には、所要の手続きを経て、交付決定額の全部又は一部を概算払いすることができます。

（２）副代表機関の要件

副代表機関は、その担当する部分の事業の実施を責任を持って行うことのできる（１）の（ア）～（オ）すべてを満たす機関です。

ただし、事業実施計画の全体の実施責任は、代表機関にあります。

（３）参画機関の要件

参画機関は、その担当する部分の事業の実施を責任を持って行うことのできる（１）の（イ）～（オ）すべてを満たす以下のいずれかの機関です。

（A）大学及び大学共同利用機関法人

（B）高等専門学校

（C）高等学校

（D）国公立試験研究機関
（E）独立行政法人、特殊法人及び認可法人
（F）特例民法法人又は一般社団・財団法人若しくは公益社団・財団法人
（G）民間企業（法人格を有する者）
（H）特定非営利活動促進法第十条第一項の規定により認証を受けた特定非営利活動法人

６．事業の経費

提案において申請できる経費は、事業の実施に必要な以下の経費です。申請に当たっては、事業実施計画の実施期間における代表機関、副代表機関、参画機関それぞれの所要経費を所定の様式２－別紙１（実施計画について）により提出してください。

（A）設備備品費（資産として取り扱うものを取得、製造する又は効用を増加させるための経費。）
（B）試作品費（試作品の製造に必要な経費。）
（C）人件費（雇用契約等を締結し事業に従事する者に、その労働の対価として支払うもの。雇用主が負担するその法定福利費。）
＊運営費交付金等によって人件費が支払われている職員に対しては人件費を計上できません。
（D）事業実施費（上記以外の経費）
・国内旅費：国内での出張に係る経費
・外国旅費：外国への出張に係る経費（国内移動含む）
・外国人等招へい旅費：外国からの研究者等の招へいに係る経費
・諸謝金：外部協力者（実施機関に所属する者を除く）に対する会議への出席謝金、講演等に対する謝金
・消耗品費：試験に要する消耗品の購入に必要な経費
・会議開催費：会議開催（会場（器機）借料、通信費等）に係る経費
・通信運搬費：物品の運搬、データ通信に係る経費
・印刷製本費：報告書、研究資料等の印刷、製本に係る経費
・借損料：物品等の借損及び使用料に係る経費
・雑役務費：データ分析、ソフトウェア開発等の役務の提供に係る経費
・光熱水料：装置の運営に必要な電気代等に係る経費（多量の使用の場合のみ、かつ、原則として装置の使用量を計測する個別メータがあること）
＊酒類や講演者の慰労会、懇親会等の経費、本事業の遂行中に発生した事故、災害の処理のための経費、学生に対する学資金の援助のための経費等、本事業の遂行と直接関連のない経費には使用することはできません。また、建物等施設の建設、不

動産取得に関する経費については使用できません。

（E）委託費（研究開発やその支援業務等の一部を第三者に委託するために必要な経費。）
＊事業そのものや補助事業者が実施する業務の根幹を成す業務を委託費として計上することはできません。委託費の総額は、補助金額の５０％を超えないようにしてください。また、外国企業及び個人への委託を行うことはできません。

７．提出書類

（１）事業実施計画を提案しようとする機関は、この公募要領が定める様式を使用し、必要書類を提出してください。

（２）用紙サイズをＡ４縦判、横書きとし、正確を期すため、ワープロ等判読しやすいもので作成し、日本語で記述してください。

（３）提出書類を２部（正本と副本）及び同内容の電子ファイル（ＰＤＦ形式と Word 形式（Microsoft Word 2003 以下を推奨。）の両方）を記録したＣＤ－Ｒ等を１部提出してください。

（４）下記の（ア）又は（イ）の方法で提出してください。電子メールやＦＡＸで の提出は受け付けられません。

（ア）郵送、宅配便

簡易書留、宅配便等で送付してください。送付中の事故等について、当方では責任を負いかねます。

（イ）持参

直接持参される場合の受付時間は、平日１０時００分～１７時００分（１２時００分～１３時００分の間を除く。）です。

（５）提出書類に関する注意事項

（ア）提案書類に不備がある場合、審査対象となりません。

（イ）提案書類を当方が受領した後の訂正（差し替え含む）はできません。

（ウ）提案書類については、電子ファイルも含めて返却しませんので、各提案者が提案書類の写しを保管するようにしてください。

（６）提出締切り

平成２３年○月○日（○曜日）１７時００分

（７）提案書類の提出・問合せ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関３－２－２
文部科学省研究開発局海洋地球課
ＴＥＬ：03-5253-4111（代）（内線 4459）
ＦＡＸ：03-6734-4147
E-mail：kaiyou@mext.go.jp　（ただし提案書類の提出にはメールは使えません。）

８．審査

（１）審査方法

選定に係る審査は、文部科学省に設置された外部有識者からなる外部評価委員会において非公開により行います。

外部評価委員会は、提出された提案をヒアリング審査を経て、採択を決定します。審査の経過等に関する問い合わせにはお答えできません。

なお、審査の過程において追加資料の提出、追加のヒアリング等を求められる場合があります。

（２）審査基準

提案された研究課題は、以下の審査基準に基づき総合的に審査を行い採択します。

①研究内容の妥当性

- 東北海洋生態系の現状を踏まえた、明確かつ実現可能な目標が設定されているか。
- 当該目標に照らし、適切な研究分野が含まれており、必要かつ十分な調査研究計画となっているか。
- 年度毎の進め方は適切か。
- 既存の観測データの有効利用を図っているか。
- 所用経費は適切に設定されているか。

②拠点運営体制の妥当性

- 計画を着実に推進し、統一的な成果を取りまとめるための連携体制は整備されているか。
- 代表機関、副代表機関の代表者は、中核機関として計画をリードする能力を有しているか。
- 拠点内で調査データを共有する仕組みは適切か。
- 新たなニーズに柔軟に対応できるか。

・　関連研究者と連携する仕組みを有しているか。

③研究成果の還元

・　被災地域のニーズを吸い上げる仕組み及び情報提供の在り方は適切か。
・　取得した調査データの公開方法は適切か。
・　新たな概念を世界に発信できる研究内容となっているか。
・　人材育成やアウトリーチ活動等、海洋に関するリテラシーの観点も加味した提案であるか。

④実施機関の妥当性

・　研究開発を実施するために必要な人材（若手研究者・女性研究者の参画への配慮を含む。）、施設・設備等が確保されているか。
・　過去のデータや地元の理解があるなど、調査研究の円滑な実施に必要な実績があるか。
・　代表機関、副代表機関及び参画機関について、主な事業内容、資産及び負債等財務に問題が無いか。
・　国内で行われている類似の事業等との区別が明確であるか。特に、他制度からの補助金、助成金等を受けている場合、その事業との仕分けが明確であるか。

なお、提案書類に不正又は虚偽記載等が判明した場合は、審査結果の如何にかかわらず不採択となる場合があります。また、採択の決定を通知した後に判明した場合においても同様となります。

（３）審査に関する留意事項

外部評価委員会が審査及び評価の結果において提案の事業実施計画や実施体制等に関して、条件を付したり、修正を求めたりすることがあります。

９．報告と評価

（１）成果報告書

代表機関は、必要に応じて副代表機関と調整、とりまとめの上、文部科学省に対し、事業実施計画の実施により得られた成果に係る報告書を毎年度提出してください。なお、当該報告書は、中間評価、事後評価又はフォローアップ等に用いられるとともに、原則として公開されるものとします。

（２）中間評価及び進捗確認

平成２８年度以降の研究を実施すべきかどうかについて、東北マリンサイエンス拠点委員会において評価を実施します。また、東北マリンサイエンス拠点委員会において毎年度計画の進行について確認を行います。また、同委員会の意見や評価結果を踏まえ、実施計画の変更を求めることがあります。

１０．事業の実施

（１）補助事業としての実施

事業の実施にあたっては、代表機関、参画機関ともに「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和３０年法律第１７９号）、「補助金等に係る予算の適正化に関する法律施行令」（昭和３０年政令第２５５号）、環境技術等研究開発事業費補助金交付要綱（以下、「補助金交付要綱」）における「補助事業者」として関係法令及び要項の適用を受けることとなります。

このため、本公募要領に基づき採択された機関には、別途定める補助金交付要綱に定める補助金の交付申請書その他の必要書類を提出いただくこととなります。

なお、補助事業者となることができる者は、我が国の法人に限られます。

（２）繰越について

事業の進捗に伴い、試験研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他やむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、財務大臣の承認を経て、最長翌年度末までの繰越を認める場合があります。なお、交付決定時には予想し得なかった要因が発生したことや、要因発生時期が交付決定後であること等が承認要件となります。

（３）事業実施に関する注意事項

実施機関が事業実施計画や経費の配分を変更し、若しくは中止し、又は廃止しようとする場合は、事前に文部科学省の承認が必要になります。

文部科学省は、必要な場合には、実施機関に対し、事業の実施に係る状況に関する報告を求め、又はその状況を調査することがあります。

（４）不正行為等に対する措置

事業実施計画の実施において、関係法令・指針の違反、補助金の不正使用又は研究活動への不正行為その他の不適当な行為が認められた場合には、当該行為の悪質性に配慮しつつ、補助金の全部又は一部の返還を求めます。

１１．スケジュール

公募の開始： 平成２３年１１月〇日
公募の締切： 平成２３年１１月〇日
審 査： 平成２３年〇月〇頃
事業の開始： 平成２３年〇月〇頃

１２．その他

（１）知的財産権の取扱い

知的財産権は本事業の実施者である補助事業者に帰属しますが、文部科学省が、公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を許諾して下さい。

（２）取得財産の取扱い

本事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の期間内のみならず、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。

（３）収益の取扱い

本事業の完了により相当の収益が生じときは、当該収益に係る報告書を文部科学省に提出してください。文部科学省は、補助事業の完了により補助事業者が相当な収益を得たものと認定したときは、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付していただくことがあります。

（４）国民との科学技術対話の推進

「国民との科学・技術対話」の方針について（基本的取組方針）【平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣、総合科学技術会議有識者議員】を踏まえ、「国民との科学・技術対話」への積極的な取り組みをお願いします。